



東三河広域連合 介護支援専門員等資格取得補助金

補助の 対象

以下のすべての要件を満たす方

- 介護支援専門員実務研修、再研修又は主任介護支援専門員研修を修了していること(研修修了の日から1年以内であること)
- 申請日時時点で東三河8市町村内に所在する指定介護サービス事業所へ、ケアマネジャー、主任ケアマネジャー又は事業所の人員基準に含まれる職種として就労していること
- 同一の研修に対して、過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- 市町村税等の滞納がないこと

補助の 金額

介護支援専門員実務研修を修了した方

☞30,000円

再研修を修了した方

☞22,000円

主任介護支援専門員研修を修了した方

☞30,000円

※ただし国、県、市町村又は就労先事業所等から補助を受けている場合は みのりん 研修費用(受講料、実習費及びテキスト代)の合計額から補助額を差し引いた額または上記金額のいずれか低い額とします。



申請 方法

東三河8市町村介護保険担当窓口または東三河広域連合 介護保険課窓口へ下記の書類を提出してください。

【必ず添付が必要な書類】

- ・申請書兼請求書※振込先の口座番号が確認できるものをお持ちください。
- ・研修修了証明書 ※原本をお持ちください。窓口でコピーをとらせていただきます。
- ・就労証明書(原本)
- ・市町村税等の滞納がないことを確認できる証明書(原本)
- ※(お住まいの市町村税証明発行担当課で取得可能な「滞納(未納)のない証明書」をご提出ください。)

【該当する場合のみ添付が必要な書類】

- ・研修費用の領収書等(写し)
- ・国、県、市町村、就労先又はその他機関等から当該研修費用について補助を受ける場合又は受ける予定の場合にあっては、当該補助等の額が確認できる書類

～お問い合わせ先～

東三河広域連合 介護保険課 地域包括ケアグループ
豊橋市八町通二丁目16番地 豊橋市職員会館5階 TEL:0532-26-8473

申請様式等のダウンロードはこちら

☞ <https://www.east-mikawa.jp/2376.htm>

